

熊連協 広報部 運営規定

熊連協広報部の設置は、平成26年5月15日「彩の国いきがい大学熊谷学園校友会連絡協議会規約第7条第2項」で“各部部長”を追加承認されたことに伴い設置。

本規定は、平成28年度熊連協第1回理事会にて、「平成28年度熊連協活動方針」および“組織改革(案)”が承認され、平成29年度より本実施されたことにより運営する。

「目的」

第1条 彩の国いきがい大学熊谷学園校友会連絡協議会(以下熊連協という)広報部の目的は次の通りとする。

第1項 熊連協に所属する会員が、内外の情報を迅速・的確に共有することを目指すものとする。

第2項 熊連協規約第4条の目的にも寄与するものとする。

※ 第4条の目的とは「各期校友会との連携を図るとともに関係団体と協調し各種事業を通じて、会員相互の親睦といきがいを高める」をいう。

「役員を選出と任期」

第2条 広報部長は、熊連協規約第7条4項にのっとり、会長が指名し、総会で承認を得るものとしその任期は熊連協規約第9条により、2年とする。但し、再任を妨げない。

広報部長は、各期校友会の会長又は広報部長、各期からの推薦者の中から広報部員を要請し、会長の承認を得るものとする。

「主管業務」

第3条 広報部の主管業務は、次の通りとする。

第1項 熊連協ホームページの管理

第2項 熊連協および関係団体の事業の会員への広報活動

第3項 三大事業等の記録・配布・保管

第4項 新入会員参加事業等への助言・支援、および外部への広報活動
(現役生、行政、マスコミ等)

第5項 広報部長会議の開催

「具体的な運用」

第4条 第3条の具体的な運用は次の通りとする。

第1項 各主管業務を担当する広報部員の役割を別途定め、且つ部員相互の連携を進める。

第2項 ホームページの具体的な運用は、別に定めた「ホームページ運用規定」にのっとり。

第3項 広報部長は、年間広報部活動計画を策定し、運営を図る。

第4項 第3条第4項の新入会員参加事業等への助言・支援および現役生への広報活動(校友会づくり)は、新規入会の校友会会長又はこれに準ずる責任者が担当する。

当該責任者は、広報部長が要請し会長承認のもと1年間広報部に所属するものとする。

【附 則】

- 1) 本規定は平成29年3月17日より施行する。
- 2) 平成29年6月14日改訂→三役会議(平成29年6月14日)にて承認
 - ① 第2条 “総会に報告”を、“総会で承認” 字句訂正
 - ② 第3条5項追加(広報部長会議の開催)
- 3) 平成29年12月21日 全文見直し改訂
 - ① 標題字句 “運用規定”を“運営規定”に字句変更
 - ② 標題および前文にある“マニュアル”を字句削除
 - ③ 規約全文 解りやすい文章表現に変更
 - ④ 規約全文 “及び・則り”字句を、ひらがなに変更(字句統一表示)
 - ⑤ 規約全文 “HP”を、“ホームページ”に変更(字句統一表示)
 - ⑥ 第1条第1項 “各期校友会員”を“会員”に変更(個人会員も含むため)
“内外全て”の“全て”を字句削除
 - ⑦ 第2条 “その任期は熊連協”の後に、“規約”の字句追加
 - ⑧ 第3条 第2項 (例:県連協)の字句削除
第3項 (創立50周年記念誌発行事業準備)の字句削除
“配付”を、“配布”に字句変更
第4項 “第4条”を、第4項に誤字訂正

以上